

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第166号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年8月17日（金） 18時40分ごろ
発生場所	広島県江田島市絵ノ島西方沖 江田島市所在の安芸絵ノ島灯台から真方位297° 150m付近 （概位 北緯34° 17.5′ 東経132° 21.6′）
事故等調査の経過	平成24年9月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 飛翔丸 ^{ひしやう} 、0.9トン
船舶番号、船舶所有者等	HS3-43130（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	アウトドライブ及びプロペラに損傷
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人3人を乗せ、喫水不詳で絵ノ島西方沖を約18ノットの対地速力で北進中、平成24年8月17日18時40分ごろ絵ノ島西方沖の暗岩に乗り揚げた。 船長は、本事故発生場所付近の通航経験が数回あり、目測のみで陸岸との距離を判断し、前方にある広島県広島市草津漁港内の建物を船首目標として航行していた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約199cm 日没時刻：18時56分
その他の事項	本船には、GPSプロッターが備え付けられていた。 船長は、本事故発生時、本船と絵ノ島との距離が思っていたよりも近かったと思った。 乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、絵ノ島西方沖を北進中、船長が目測のみで陸岸との距離を判断していたことから、絵ノ島西方沖の暗岩に接近し、同暗岩に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、絵ノ島西方沖を北進中、船長が目測のみで陸岸との距離を判断していたため、絵ノ島西方沖の暗岩に接近し、同暗岩

	に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 島に接近して航行する場合や浅所が存在する海域を航行する場合は、GPSプロッター等を使用して船位の確認を行うこと。